

「再生資源利用計画・再生資源利用促進計画」
の現場掲示について
(システムによる印刷が可能となりました)
～ お知らせ ～

令和5年3月
山口県土木建築部

資源有効利用促進法政省令が改正されましたので、以下のとおり、お知らせします。

1 主な改正内容

元請業者等は、「再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」を工事現場の見やすい場所に掲示すること。

(システムによる様式の印刷が可能となりました)

令和5年3月9日以降、建設副産物情報交換システムで、現場掲示様式「再生資源利用(促進)計画書ー現場掲示用ー」の出力が可能となりました。

※建設副産物情報センターのホームページを参照。

<https://www.recycle.jacic.or.jp/>

2 適用基準日

令和5年1月1日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

3 その他

その他の改正内容については、資源有効利用促進法政省令を参照してください。
また、資源有効利用促進法政省令(第7・8条関係)において、計画書(再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書)の作成を要する基準となる搬出・入量の拡大(「1000m³以上」→「500m³以上」)が規定されていますが、山口県土木建築部発注の工事については、搬出・入量によらず、計画書の様式に掲載されている建設資材を搬入する場合及び建設副産物が工事現場から発生する場合はすべて、作成を要することとしていますので、ご注意ください。

※赤字: 令和5年3月に更新した箇所